

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第102号(3の2)平成22年4月9日発行

## 国民健康保険税の軽減について

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方は、申請により4月から国民健康保険税が軽減されます。

●**対象者** 離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の受給資格区分による失業等給付を受ける方

①雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)

②雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

※制度開始前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方も、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。(平成21年度の保険税は軽減の対象となりません)

●**軽減額** 国民健康保険税は前年の所得などにより算定しますが、軽減対象者の場合、前年の給与所得をその100分の30とみなして軽減を行います。

●**軽減期間** 離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで

※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。

●**申請方法** 軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参の上、国保医療課または各支所健康福祉課で手続きを行ってください。

●**その他** 上記軽減制度のほか、災害や大幅な所得減少などにより生活が著しく困難となった場合、申請により国民健康保険税の減免が受けられることがあります。詳細については下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 軽自動車税の納税証明書について

4月は軽自動車税の納付月です。軽自動車税を口座振替で納付される方で、4月30日の振替納税が確認できた方には、5月中旬に口座振替済通知書兼納税証明書を送付します。また、口座振替以外の方は、納税通知書と納税証明書が一体となっていますので納付後すぐに納税証明書として使用できます。納税証明書は車検などのために必要となりますので大切に保管してください(4月28日までに車検をされる場合は、平成21年度の納税証明書を使用することができます)。なお、納税証明書を紛失された方や、口座振替の方で納税証明書が送付される前に必要な方には、税務課または各支所地域総務課窓口で納税証明書を発行します。ただし、納税後数日以内に納税証明書の発行を希望される場合には、領収書や振替口座の通帳など、納付したことを確認できるものをご持参いただきますようお願いいたします。

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

## 65歳未満で給与所得と公的年金などの所得がある方へ

平成21年度は、公的年金などの所得に係る市・府民税を給与に係る市・府民税と合算して給与から特別徴収(天引き)できませんでした。このたび法律が改正され、65歳未満の方の公的年金などの所得に係る市・府民税は、原則として給与から特別徴収することになりました(平成20年度以前の徴収方法と同じ)。なお、4月30日までに、本人からの申し出があれば、公的年金などに係る平成22年度の市・府民税を給与からの特別徴収ではなく、普通徴収(個人納付)にすることもできます。

●**対象者** 4月1日時点で65歳未満の方で平成22年度の市・府民税が給与から特別徴収になる予定の方

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

## くらしのあない版を作成しました

転入された方に各種手続きの方法などをお知らせする「くらしのあない版」の冊子を作成し、市民課および各支所健康福祉課の窓口で配付しています。転入者以外の方で、ご希望の方にもお渡します。上記窓口でお受け取りください。なお、南丹市ホームページからも確認いただけます。

(<http://www.city.nantan.kyoto.jp/kurashi/annaiban.html>)

◇問合せ先 情報推進課 TEL (0771) 68-0019

## 家族介護慰労金支給制度のご案内

南丹市に在住する高齢者を在宅で同居により介護されている方を対象に、介護者の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的に慰労金を支給します。申請は、随時受け付けています。

＜南丹市家族介護慰労事業＞

●**対象者** 要介護4または5と認定された方を、介護保険サービスを利用しながら、在宅で6カ月以上介護している同居家族(市民税非課税世帯)

●**支給額** 年額80,000円

＜南丹市ねたきり老人・認知症老人等介護手当支給事業＞

●**対象者** 介護保険サービスを利用せずに、ねたきり・認知症の高齢者の方を6カ月以上在宅で介護している同居家族(市民税非課税世帯)

●**支給額** ねたきり老人・認知症老人手当 月額30,000円

準ねたきり老人・準認知症老人手当 月額15,000円

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 家族介護用品支給制度のご案内

要介護高齢者を在宅で介護されている方の経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入にかかわる費用の一部を助成します。支給方法は、費用の全額をいったんお支払いいただき、その後申請により規定の額を払い戻します。申請は、随時受け付けています。

●**対象者** 要介護認定で要介護4または5と認定された方を在宅で介護している家族で、要介護者と介護者ともに南丹市在住で市民税非課税世帯の方。(入院中・施設入所中の方は対象となりません)

●**支給額** 年額1人当たり75,000円以内

●**対象となる介護用品** ・紙おむつ及び尿とりパット、防水シートなど排泄関係用品

・介護用パジャマ、介護用下着など介護衣類用品

・介護用手袋、マスク、エプロンなど衛生関係用品

・ドライシャンプー、清拭剤など入浴関係用品

●**申請に必要なもの** 領収書(レシート不可)、印鑑

※領収書は、購入者名、購入日、購入金額、介護用品名が明記されたものがが必要です。

※購入業者は、南丹市内に限らずどこで購入されても助成の対象となります。

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## 訪問理美容サービス事業のご案内

心身の障がいおよび疾病などにより理容院や美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者などに対し、南丹市訪問理美容サービス登録事業所の理美容師が自宅に訪問し、理美容サービスを行います。利用回数は、年間12回までとなります。申込方法など詳細は、下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

●**対象者** おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯および障がい者の方で、自力で理容院や美容院に出向くことが困難な方

●**費用** 理美容代金は自己負担(訪問出張費用は市負担)

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 TEL (0771) 68-0006

各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022

日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

## ランナーにご声援をお願いします

4月25日(日)に開催する第13回日吉ダムマラソン大会には、約3,000人のランナーが府民の森ひよしに集まり、日吉ダム湖畔を快走します。府民の森ひよしやダム湖付近でのご声援をお願いします。なお、大会当日午前10時30分から午後1時30分まで、コースとなるダム湖周辺道路で車両通行止などの交通規制を行います。ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。ただし、大会会場へは、日吉ダム堤体方面からに限り11時ごろまで入場可能であり、会場から日吉ダム堤体方面への退出は、終日可能となっています。退場される際はコース横を走行しますので、通行には十分ご注意ください。係員の指示に従ってください。

◇問合せ先 日吉ダムマラソン実行委員会事務局(社会教育課内) TEL (0771) 68-0057